

〈行動規範〉

記

1、行動規範

(1) 目的

競技委員会（以下、「委員会」という）は参加プレーヤー、クラブ、そしてクラブ競技にかかわる人々の質に誇りを持っています。クラブ競技がすべての人々に安心して楽しんでもらえるようにすべての参加プレーヤーはこの行動規範に従わなければいけません。

行動規範はすべての参加プレーヤーに適応されます。この規範の目的は、一つはプレーヤーに自らの行動の結果を知ってもらふ為に、違反となる行動を明確にする事、もう一つはプレーヤーに期待されている事は何か、をプレーヤー自身に知ってもらふ事にあります。

ゴルフ規則 2.「プレーヤーの行動基準」に基づき、プレーヤーはこの行動規範の内容を知っておかなければなりません。

2、行動規範の違反となる行動例

- (1) コースの保護をしない（例えばバンカーをならさない、ディポットを元に戻さない、目土をしないなど）
- (2) 受け入れられない言動をする。
- (3) 認められていない場所でのプレーや練習、喫煙、飲酒、
- (4) クラブ・コース・設備を乱暴に扱う（クラブを投げたり、コースを損傷させる）。
- (5) 他のプレーヤー、キャディ、競技関係者、クラブ関係者、ギャラリーに失礼な態度をとる。
- (6) スコアチェックの終了を待たずにスコアリングエリアから離脱する。
- (7) いじめ、ハラスメント、差別、脅迫
- (8) 違法薬物の接種。
- (9) 違法な物の所持。
- (10) ドレスコードに従わない。
- (11) その他、委員会ははじめ関係者への誹謗中傷や、ゴルファーとしての相応しくない行動・態度。
- (12) 政府・地方自治体・甲斐駒カントリークラブが要請する、新型コロナウイルス等の感染防止対策に従わない。

3、行動規範の違反の罰

- (1) 行動規範の最初の違反
委員会、または委員会が裁定を委譲したクラブ関係者からの、「注意」
- (2) 2回目の違反
委員会、または委員会が裁定を委譲したクラブ関係者からの、「警告」
- (3) 3回目の違反
「失格」
プレーヤーは上記の行動規範に違反した時点で、罰を適用するかどうかについては、委員会、または委員会が裁定を委譲したクラブ関係者の裁量に委ねられその場で適応される場合がある。

4、懲戒的な制裁

- (1) 委員会には、行動規範に違反したプレーヤーに、今後の倶楽部競技への参加を一定期間認めない等の懲戒を制裁する権限がある。
- (2) 重大な非行をしたプレーヤーにさらに懲戒的な制裁をする場合、委員会は後日書面によりそのプレーヤーに通知する。
- (3) プレーヤーはその書面の日付から 30 日以内に、その違反に対する弁明を書面で提出することができる。委員会は提出された文書、クラブ等関係者からのすべての情報を勘案して制裁を決定する。

5、ゲームの精神に反する行動の重大な違反

- (1) 上記行動規範にかかわらず、ゴルフ規則 1, 2 に基づいて、委員会はゲームの精神に反する行動の重大な非行について、プレーヤーを失格とすることができる。

6、行動規範の改廃

- (1) この行動規範の改訂については、委員会の発議により理事会にて改廃することができる。

令和 5 年 4 月 1 日

甲斐駒カントリークラブ 競技委員会